平成２７年（フ）第７２３号
横浜市鶴見区生麦３丁目16番24―403号、開始決定上の住所横浜市南区高根町３丁目17番地28　マークス横濱阪東橋803
破産者　小澤　和弘
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
新潟県長岡市青葉台３丁目４番地７
破産者　坂本　昭夫
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
新潟県見附市柳橋町654番地13
破産者　今井　　勝
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
静岡市駿河区丸子新田299番地の１　セルシオⅠ　102号、旧住所静岡市駿河区中田本町38番８号
破産者　長谷川一義
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７０８号
大阪市鶴見区今津南３丁目３番38号　204
破産者　里村　政美
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８２７号
大阪府高槻市殿町13番８号　ヴィラ芥川306号
破産者　藤原　哲也
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１２号
大阪府高槻市川添１丁目８番１―301号、前住所大阪府摂津市鳥飼野々１丁目１番17―１号
破産者　野上　麻紀
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７５１号
大阪府東大阪市宝町１番45号　宝町ヴィラ205号
破産者　山川　貴之
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３９号
広島県東広島市八本松西２丁目22番11号
破産者　髙橋　正憲
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３６号
大分県別府市秋葉町６番23号　永井ビル101号、開始決定時の住所大分県別府市上原町６番19号
破産者　與品　智一
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７５号
岩手県釜石市大字平田第９地割64番地　平田第４仮設１－２、住民票上の住所岩手県釜石市大字平田第９地割59番地２
破産者　佐々木信和
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０６７号
横浜市金沢区釜利谷南２丁目33番35号、開始決定時の住所横浜市金沢区柴町343番地９　イトーピア金沢文庫505号
破産者　小柳　信一
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７４９号
横浜市中区本牧元町９番32号
破産者　大塚　規夫
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６号
岐阜市山吹町６丁目30番地
破産者　遠山　　稔
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２１３号
岐阜県各務原市鵜沼各務原町２丁目183番地10
破産者　小島　孝弘
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５５号
広島県福山市駅家町大字弥生ケ丘10番地904
破産者　廣兼　　明
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１６０号
北九州市門司区城山町７番36号
破産者　坂口　　茂
1　決定年月日　平成28年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部